

# 参考資料関係

# 参考1 障害福祉サービス等の種類と各事業の標準的支援内容

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入援
- 自立訓練(機能訓練)
- 自立訓練(生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 共同生活援助(グループホーム)
- 外部サービス利用型共同生活援助
- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設
- 計画相談支援
- 障害児相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

# 居宅介護

## ○ 対象者

- 障害支援区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)

## ○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※通院等介助や通院等乗降介助も含む。

## ○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
  - ・介護福祉士、実務者研修修了者 等
  - ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
  - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

## ○ 報酬単価 (平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

**身体介護中心、通院等介助**(身体介護有り)  
 245単位(30分)～804単位(3時間)  
 3時間以降、30分を増す毎に80単位加算

**家事援助中心**  
 101単位(30分)～  
 264単位(1.5時間)  
 1.5時間以降、15分を増す毎に  
 34単位加算

**通院等介助**(身体介護なし)  
 101単位(30分)～  
 264単位(1.5時間)  
 1.5時間以降、30分を増す毎に  
 67単位加算

**通院等乗降介助**  
 1回97単位

### ■ 主な加算

**特定事業所加算**(5%、10%又は20%加算)  
 →①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度 障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

**福祉専門職員等連携加算**(90日間3回を限度として1回につき564単位加算)  
 → サービス提供責任者と精神障害者等の特性に精通する国家資格を有する者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

**喀痰吸引等支援体制加算**(1日当たり100単位加算)  
 →特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ **事業所数** 18,719 (国保連平成27年3月実績)

○ **利用者数** 155,787 (国保連平成27年3月実績)

# 重度訪問介護

## ○対象者

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
  - 障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者
    - (一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
    - (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

## ○サービス内容

- 居宅における
- 入浴、排せつ及び食事等の介護
  - 調理、洗濯及び掃除等の家事
  - その他生活全般にわたる援助
  - 外出時における移動中の介護
- ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

## ○主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
  - ・介護福祉士、実務者研修修了者 等
  - ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
  - ・居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

## ○重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度訪問介護の対象者(一)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者(障害支援区分6)
  - ※重度障害者等包括支援対象者

	類 型	状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 (Ⅰ類型)	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者(Ⅱ類型)	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型)		・強度行動障害 等

- 8.5%加算対象者…障害支援区分6の者

## ○報酬単価(平成27年4月～)

### ■基本報酬

183単位(1時間)～1,408単位(8時間) ※8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

### ■主な加算

#### 特定事業所加算(10%又は20%加算)

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

#### 行動障害支援連携加算(30日間1回を限度として1回につき584単位加算)

→サービス提供責任者と支援計画シート等作成者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

#### 喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○事業所数 6,629(国保連平成27年3月実績)

○利用者数 9,960(国保連平成27年3月実績)

# 同行援護

## ○ 対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
  - 同行援護アセスメント票の調査項目に該当していること。また、身体介護を伴う場合は以下のいずれも満たす者であること
    - ・ 障害支援区分2以上
    - ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」にあつては「全面的な支援が必要」に認定されている者又は「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定されている者

## ○ サービス内容

外出時において、

- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)
- 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
- その他外出時に必要な援助

※外出について

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を負えるものに限る。

## ○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
  - ・ 同行援護従業者養成研修応用課程修了者(平成30年3月31日まで研修を終了したものとみなす経過措置を設ける)であつて①又は②の要件を満たす者
    - ①介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であつて3年以上の実務経験がある者
    - ②移動支援事業に3年以上従事した者 等
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
  - ・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者
  - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であつて、1年以上の直接処遇経験を有する者(平成30年3月31日まで1年以上の実務経験を要しない経過措置を設ける) 等

## ○ 報酬単価 (平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

(身体介護を伴う場合)

256単位(30分)～839単位(3時間)  
3時間以降、30分を増す毎に83単位加算

(身体介護を伴わない場合)

105単位(30分)～278単位(1.5時間)  
1.5時間以降、30分を増す毎に70単位加算

### ■ 主な加算

**特定事業所加算**(5%、10%又は20%加算)

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

**特別地域加算**(15%加算)

→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

**喀痰吸引等支援体制加算**(1日当たり100単位加算)

→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

## ○ 事業所数

5,736 (国保連平成27年3月実績)

## ○ 利用者数

22,512 (国保連平成27年3月実績)

# 行動援護

## ○ 対象者

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者  
→ 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

## ○ サービス内容

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
  - 外出時における移動中の介護
  - 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助
- ・予防的対応  
…行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等
- ・制御的対応  
…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
- ・身体介護的対応  
…便意の認識ができない者の介助等

## ○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上  
・行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって3年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害等)  
※介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって5年以上の実務経験(平成30年3月31日までの経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上  
・行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって1年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)  
※介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験(平成30年3月31日までの経過措置)

## ○ 報酬単価 (平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

253単位(30分)～2,506単位(7.5時間以上)

### ■ 主な加算

**特定事業所加算**(5%、10%又は20%加算)  
→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

**行動障害支援指導連携加算**(重度訪問介護に移行する月につき1回を限度として1回につき273単位加算)  
→支援計画シート等作成者と重度訪問介護のサービス提供責任者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

**喀痰吸引等支援体制加算**(1日当たり100単位加算)  
→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 1,439 (国保連平成27年3月実績)

○ 利用者数 8,519 (国保連平成27年3月実績)

# 重度障害者等包括支援

## ○ 対象者

- 常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い者  
→ 障害支援区分6であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、下記のいずれかに該当する者

	類 型	状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 (Ⅰ類型)	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者(Ⅱ類型)	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者 (Ⅲ類型)		・強度行動障害 等

## ○ サービス内容

- 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせて、包括的に提供

## ○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:1人以上(1人以上は専任かつ常勤)  
(下記のいずれにも該当)
  - ・相談支援専門員の資格を有する者
  - ・重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

## ○ 運営基準

- 利用者と24時間連絡対応可能な体制の確保
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保(第3者への委託も可)
- 専門医を有する医療機関との協力体制がある
- サービス利用計画を週単位で作成
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たす

## ○ 報酬単価(平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

- 4時間 802単位 ○1日につき12時間を超える分は4時間781単位
- 短期入所 892単位/日 ○共同生活介護 961単位/日(夜間支援体制加算含む)

### ■ 主な加算

- 特別地域加算**(15%加算)  
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

- 短期入所利用者で、低所得である場合は1日当たり(48単位加算)  
※平成30年3月31日まで

○ 事業所数 9(国保連平成27年3月実績)

○ 利用者数 29(国保連平成27年3月実績)

# 短期入所

## ○ 対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

### ■ 福祉型(障害者支援施設等において実施可能)

- ・障害支援区分1以上である障害者
- ・障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

### ■ 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能)(※)

※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能。

- ・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

## ○ サービス内容

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

## ○ 主な人員配置

- 併設型・空床型  
本体施設の配置基準に準じる
- 単独型  
当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

## ○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬		
<b>福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)</b> →障害者(児)について、障害支援区分に応じた単位の設定 166単位～892単位	<b>医療型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)</b> (宿泊を伴う場合) →区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行う場合 1,404単位～2,609単位	<b>医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)(宿泊を伴わない場合)(Ⅳ)～(Ⅵ)(宿泊のみの場合)</b> →左記と同様の対象者に対し支援を行う場合 936単位～2,489単位
■ 主な加算		
<b>単独型加算</b> (320 単位) →併設型・空床型ではない指定短期入所事業所にて、指定短期入所を行った場合	<b>緊急短期入所体制確保加算</b> (40単位) <b>緊急短期入所受入加算</b> (福祉型120単位、医療型180単位) →空床の確保や緊急時の受入れを行った場合	<b>特別重度支援加算</b> (120単位/388単位) →医療ニーズの高い障害児・者に対しサービスを提供した場合

○ **事業所数** 3,977(国保連平成27年3月実績) 医療型の指定数:327(25.10 障害福祉課調べ)

○ **利用者数** 43,119(国保連平成27年3月実績)



## ○ 対象者

- 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体・知的障害者
  - ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の者
  - ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分5以上の者
- 平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設又は指定医療機関に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者

## ○ サービス内容

- 病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害支援区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 4:1~2:1以上

## ○ 報酬単価（平成27年4月～）

### ■ 基本報酬

利用定員及び別に定める人員配置に応じた単位の設定(定員40人以下の場合)

○療養介護サービス費

522単位(4:1)～ 906単位(2:1) ※ 経過措置利用者等については6:1を設定

※ 平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設等に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者については、経過的なサービス費の適用有り

※ 医療に要する費用及び食費等については、医療保険より給付

### ■ 主な加算

**地域移行加算**(500単位)

→利用者の退院後の生活についての相談援助を行う場合、退院後30日以内に当該利用者の居宅にて相談援助を行う場合それぞれ、入院中1回・退院後1回を限度に算定

○ **事業所数** 241(国保連平成27年3月実績)

○ **利用者数** 19,457(国保連平成27年3月実績)

# 生活介護

## ○対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者

- ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者

## ○サービス内容

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

## ○主な人員配置

利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害支援区分等に応じた人員配置の基準を設定

- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1～3:1

## ○報酬単価（平成27年4月～）

### ■基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定。

### ■定員21人以上40人以下の場合

(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
1,139単位	851単位	599単位	539単位	491単位

### ■主な加算

#### 人員配置体制加算(33～265単位)

→直接処遇職員を加配(1.7:1～2.5:1)した事業所に加算

※ 指定生活介護事業所は区分5・6・準ずる者が一定の割合を満たす必要

#### 訪問支援特別加算(187～280単位)

→連続した5日間以上利用がない利用者に対し、居宅を訪問して相談援助等を行った場合(1月に2回まで加算)

#### 延長支援加算(61～92単位)

→営業時間である8時間を超えてサービスを提供した場合(通所による利用者に限る)

○事業所数 8,801(国保連平成27年3月実績)

○利用者数 260,169(国保連平成27年3月実績)

# 施設入所支援

## ○ 対象者

夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
- ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者
- ③ 生活介護利用者のうち、①に該当しないが、市町村がサービス等利用計画案に基づき必要と認める区分1以上の者
- ④ 就労継続支援B型の利用者のうち、市町村がサービス等利用計画案に基づき必要と認める者

## ○ サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし  
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 休日等の職員配置  
→利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保
- 生活支援員 利用者数 60人以下の場合、1人以上

## ○ 報酬単価 (平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定。

■ 定員40人以下の場合	(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
	453単位	382単位	308単位	232単位	168単位

### ■ 主な加算

#### 重度障害者支援加算

- (I) 特別な医療を受けている利用者[28単位]  
→区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位
- ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
  - ②重症心身障害者
- (II) 強度行動障害者に対する支援  
→(一)体制を整えた場合[7単位]  
(二)夜間支援を行った場合[180単位]

#### 夜勤職員配置体制加算

- 夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合
- ・利用定員が21人以上40人以下の場合[49単位]
  - ・利用定員が41人以上60人以下の場合[41単位]
  - ・利用定員が61人以上の場合[36単位]

○ 事業所数 2,626(国保連平成27年3月実績)

○ 利用者数 132,296(国保連平成27年3月実績)

# 自立訓練(機能訓練)

## ○ 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な身体障害者

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者 等

## ○ サービス内容

- 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(18ヶ月、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36ヶ月)内で利用期間を設定

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 → 6:1以上

## ○ 報酬単価 (平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

#### 通所による訓練

604単位～787単位(定員20人以下)

#### 訪問による訓練

245単位 (1時間未満の場合)

564単位 (1時間以上の場合)

※ 訪問のうち、視覚障害者に対する専門訓練 724単位

### ■ 主な加算

#### リハビリテーション加算(20単位)

→利用者それぞれにリハビリテーション実施計画を作成し、個別のリハビリテーションを行った場合

○ 事業所数 187(国保連平成27年3月実績)

○ 利用者数 2,435(国保連平成27年3月実績)

# 自立訓練(生活訓練)

## ○ 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な知的・精神障害者  
(具体的には次のような例)

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者 等

## ○ サービス内容

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月、長期入所者等の場合は36ヶ月)内で利用期間を設定

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 → 6:1以上

## ○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬	
<b>通所による訓練</b> →利用定員数に応じた単位  575単位～751単位	<b>訪問による訓練</b> 245単位(1時間未満の場合) 564単位(1時間以上の場合)
■ 主な加算	
<b>短期滞在加算</b> →心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して宿泊の提供を行った場合  180単位(I) 115単位(II)	<b>看護職員配置加算(I)</b> →健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置している場合  18単位

○ 事業所数 1,184(国保連平成27年3月実績)

○ 利用者数 12,254 (国保連平成27年3月実績)

# 〔宿泊型自立訓練〕

## ○ 対象者

日中、一般就労や外部の障害福祉サービス並びに同一敷地内の日中活動サービスを利用している者等

※ 対象者に一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を実施、または、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行い、積極的な地域移行の促進を図ることを目的とする。

## ○ サービス内容

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施
- 個別支援計画の進捗状況に応じ、昼夜を通じた訓練を組み合わせ
- 利用者ごとに、標準利用期間は原則2年間(長期入院者等の場合は3年間)とし、市町村はサービスの利用開始から1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新を実施

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 → 10:1以上
- 地域移行支援員 → 1人以上 等

## ○ 報酬単価 (平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

**宿泊による訓練** (標準利用期間が2年間とされる利用者) 271単位(2年以内)～163単位(2年超)  
(標準利用期間が3年間とされる利用者) 271単位(3年以内)～163単位(3年超)

### ■ 主な加算

#### **夜間支援体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)**

→(Ⅰ)夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合 448単位～46単位  
(Ⅱ)宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行う体制を確保する場合 149単位～15単位  
(Ⅲ)夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

#### **通勤者生活支援加算**

→職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合 18単位

#### **看護職員配置加算(Ⅱ)**

→健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置している場合 13単位

○ **事業所数** 242(国保連平成27年3月実績)

○ **利用者数** 3,882(国保連平成27年3月実績)

# 就労移行支援

## ○ 対象者

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者(65歳未満の者)

## ○ サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
  - 職業指導員
  - 生活支援員
  - 就労支援員
- 6:1以上  
15:1以上

## ○ 報酬単価 (平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

■ 基本報酬		
就労移行支援サービス費(Ⅰ) 通常の事業所が支援を行った場合、 定員数に応じて報酬を算定	20人以下	804単位/日
	21人以上40人以下	711単位/日
	41人以上60人以下	679単位/日
	61人以上80人以下	634単位/日
	81人以上	595単位/日
就労移行支援サービス費(Ⅱ) あん摩マッサージ指圧師等養成施設 として認定されている事業所が支援を 行った場合、定員数に応じて報酬を算 定	20人以下	524単位/日
	21人以上40人以下	467単位/日
	41人以上60人以下	437単位/日
	61人以上80人以下	426単位/日
	81人以上	412単位/日

### ■ 主な加算

#### 就労定着支援体制加算 21～146単位

⇒ 一般就労等へ移行した後、継続して6ヵ月以上、12ヵ月以上又は24ヵ月以上就労している者が、定員の一定割合以上いる場合に加算

#### 移行準備支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 41、100単位

⇒ Ⅰ：施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合  
⇒ Ⅱ：施設外就労として、請負契約を結んだ企業内で業務を行った場合

#### 就労支援関係研修修了加算 11単位

⇒ 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合

#### 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合  
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合  
⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

#### 食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○ 事業所数 2,985(国保連平成27年3月実績)

○ 利用者数 29,626(国保連平成27年3月実績) 75

# 就労継続支援A型

## ○ 対象者

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労可能な障害者(利用開始時、65歳未満の者)

## ○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 10:1以上
- 生活支援員 }

## ○ 報酬単価 (平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

サービス費	定員数	単価
就労継続支援A型サービス費(Ⅰ) 職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する	20人以下	584単位/日
	21人以上40人以下	519単位/日
	41人以上60人以下	487単位/日
	61人以上80人以下	478単位/日
	81人以上	462単位/日
就労継続支援A型サービス費(Ⅱ) 職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で10:1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する。	20人以下	532単位/日
	21人以上40人以下	474単位/日
	41人以上60人以下	440単位/日
	61人以上80人以下	431単位/日
	81人以上	416単位/日

### ■ 主な加算

- 就労移行支援体制加算 26単位**  
⇒ 一般就労等へ移行した後、継続して6月以上就労している者が前年度において定員の5%を超えている場合
- 施設外就労加算 100単位**  
⇒ 一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合
- 重度者支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 22～56単位**  
⇒ 前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者が一定数以上いる場合、重度者の割合と定員に応じて算定
- 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位**  
⇒ Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合  
⇒ Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合  
⇒ Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合
- 食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等**  
⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



○ **事業所数** 2,668(国保連平成27年3月実績)

○ **利用者数** 47,733(国保連平成27年3月実績) 76



# 就労継続支援B型

## ○ 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者

- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

## ○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員  
生活支援員 } 10:1以上

## ○ 報酬単価 (平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)	20人以下	584単位/日
	職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する。	21人以上40人以下
41人以上60人以下		487単位/日
61人以上80人以下		478単位/日
81人以上		462単位/日
就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	20人以下	532単位/日
	21人以上40人以下	474単位/日
	41人以上60人以下	440単位/日
	61人以上80人以下	431単位/日
	81人以上	416単位/日

### ■ 主な加算

#### 就労移行支援体制加算 13単位

⇒ 一般就労等へ移行した後、継続して6月以上就労している者が前年度において定員の5%を超えている場合

#### 施設外就労加算 100単位

⇒ 一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合

#### 重度者支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 22～56単位

⇒ 前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者が一定数以上いる場合、重度者の割合と定員に応じて算定

#### 目標工賃達成加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 69、59、32単位

⇒Ⅰ:都道府県の最低賃金の2分の1以上の工賃を達成した場合等  
⇒Ⅱ:都道府県の最低賃金の3分の1以上の工賃を達成した場合等  
⇒Ⅲ:都道府県の平均工賃以上の工賃を達成した場合等

#### 食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



○ **事業所数** 9,223(国保連平成27年3月実績)

○ **利用者数** 196,019(国保連平成27年3月実績)

# 共同生活援助(介護サービス包括型)

## ○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

## ○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等を行う
- 日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整を実施

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 世話人 6:1以上
- 生活支援員 2.5:1 ~ 9:1

## ○ 報酬単価 (平成27年4月~)

### ■ 基本報酬

世話人4:1・障害支援区分6の場合[668単位]

体験利用の場合[699単位~289単位]

世話人6:1・障害支援区分1以下の場合[182単位]

### ■ 主な加算

#### 夜間支援体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)

→(Ⅰ)夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合 672単位~54単位  
(Ⅱ)宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合 112単位~18単位  
(Ⅲ)夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

#### 日中支援加算

→(Ⅰ)高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合 539単位~270単位  
(Ⅱ)利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位~135単位

#### 重度障害者支援加算

→区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、より手厚いサービスを提供するため従事者を加配するもとともに、一部の従事者が一定の研修を終了した場合 360単位

#### 医療連携体制加算(V)

→医療機関との連携等により看護師による、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合 39単位

○ 事業所数 5,119 (国保連平成27年3月実績)

○ 利用者数 79,756 (国保連平成27年3月実績)

# 外部サービス利用型共同生活援助

## ○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

## ○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う
- 日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整を実施
- 利用者の個々のニーズに対応した食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供（外部の居宅介護事業所に委託）

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
  - 世話人 6:1以上（当分の間は10:1以上）
- ※介護の提供は受託居宅介護事業所が行う

## ○ 報酬単価（平成27年4月～）

### ■ 基本報酬

世話人 4:1 [259単位]～世話人10:1 [121単位] 体験利用の場合[289単位]  
※利用者に対し受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定[99単位～]

### ■ 主な加算

#### 夜間支援体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)

→(Ⅰ)夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合 672単位～54単位  
(Ⅱ)宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合 112単位～18単位  
(Ⅲ)夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

#### 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)

→世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士の割合が100分の35以上である場合 10単位

#### 日中支援加算

→(Ⅰ)高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合 539単位～270単位  
(Ⅱ)利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位～135単位

#### 医療連携体制加算(Ⅴ)

→医療機関との連携等により看護師による、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合 39単位

○ 事業所数 1,518(国保連平成27年3月実績)

○ 利用者数 16,256(国保連平成27年3月実績)

# 児童発達支援

## ○ 対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。

## ○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

## ○ 主な人員配置

### ■ 児童発達支援センター

- ・児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・児童指導員 1人以上
- ・保育士 1人以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

### ■ 児童発達支援センター以外

- ・指導員又は保育士 10:2以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

## ○ 報酬単価（平成27年4月～）

### ■ 基本報酬

#### ■ 児童発達支援センター（利用定員に応じた単位を設定）

- ・難聴児・重症心身障害児以外 737～976単位
- ・難聴児 900～1,220単位
- ・重症心身障害児 798～1,152単位

#### ■ 児童発達支援センター以外（利用定員に応じた単位を設定）

- ・重症心身障害児以外 364～620単位
- ・重症心身障害児 699～1,608単位

### ■ 主な加算

#### 児童指導員等配置加算（6～12単位）

- 児童指導員、保育士の有資格者等を配置した場合に加算。
- ※児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。

#### 延長支援加算

#### 障害児（重症心身障害児以外の場合） （61～123単位）

#### 重症心身障害児の場合（128～256単位）

- 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

#### 事業所内相談支援加算（35単位）

- 事業所内での障害児とその家族等に対する相談援助を行った場合に加算（月1回を限度）。

# 医療型児童発達支援

## ○ 対象者

- 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児。

## ○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

## ○ 主な人員配置

- 児童指導員 1人以上
- 保育士 1人以上
- 看護師 1人以上
- 理学療法士又は作業療法士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

## ○ 報酬単価（平成27年4月～）

### ■ 基本報酬

#### ■ 医療型児童発達支援センター

- ・肢体不自由児 333単位
- ・重症心身障害児 445単位

#### ■ 指定発達支援医療機関

- ・肢体不自由児 333単位
- ・重症心身障害児 445単位

### ■ 主な加算

#### 保育職員加配加算(50単位)

→ 定員21人以上の医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合に加算。

#### 延長支援加算

障害児(重症心身障害児以外の場合)  
(61～123単位)

重症心身障害児の場合(128～256単位)

→ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

#### 事業所内相談支援加算(35単位)

→ 事業所内での障害児とその家族等に対する相談援助を行った場合に加算(月1回を限度)。

# 放課後等デイサービス

## ○ 対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。

## ○ サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

## ○ 主な人員配置

- 指導員又は保育士 10:2以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

## ○ 報酬単価 (平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

#### ■ 授業終了後(利用定員に応じた単位を設定)

- ・重症心身障害児以外 276～473単位
- ・重症心身障害児 577～1,329単位

#### ■ 休業日(利用定員に応じた単位を設定)

- ・重症心身障害児以外 359～611単位
- ・重症心身障害児 699～1,608単位

### ■ 主な加算

#### 児童指導員等配置加算

##### 授業終了後に行う場合(4～9単位)

##### 休業日に行う場合(6～12単位)

- 児童指導員、保育士の有資格者等を配置した場合に加算。  
※主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。

#### 延長支援加算

##### 障害児(重症心身障害児以外の場合)

##### (61～123単位)

##### 重症心身障害児の場合(128～256単位)

- 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

#### 事業所内相談支援加算(35単位)

- 事業所内での障害児とその家族等に対する相談援助を行った場合に加算(月1回を限度)。

# 保育所等訪問支援

## ○ 対象者

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児。

## ○ サービス内容

- 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

## ○ 人員配置

- 訪問支援員
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

## ○ 報酬単価（平成27年4月～）

### ■ 基本報酬

916単位

### ■ 主な加算

#### 訪問支援員特別加算(375単位)

→ 作業療法士や理学療法士、保育士等の専門性の高い職員を配置した場合に加算。

#### 利用者負担上限額管理加算(150単位)

→ 事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算。

○ **事業所数** 312(国保連平成27年3月実績)

○ **利用者数** 1,670(国保連平成27年3月実績)

# 福祉型障害児入所施設

## ○ サービス内容

- 障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

## ○ 主な人員配置

### ■ 児童指導員及び保育士

- ・主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設 4.3:1以上
- ・主として盲児又はろうあ児を入所させる施設  
乳児又は幼児 4:1以上  
少年 5:1以上
- ・主として肢体不自由児を入所させる施設 3.5:1以上
- ・児童指導員 1人以上
- ・保育士 1人以上

### ■ 児童発達支援管理責任者 1人以上

## ○ 報酬単価（平成27年4月～）

### ■ 基本報酬

- 主として知的障害児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 435～740単位
- 主として自閉症児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 571～735単位
- 主として盲児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 419～679単位
- 主としてろうあ児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 418～675単位
- 主として肢体不自由児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 681～715単位

### ■ 主な加算

**児童発達支援管理責任者専任加算(7～148単位)**  
→ 児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

**小規模グループケア加算(240単位)**  
→ 障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合に加算。

**福祉専門職員配置等加算(4～10単位)**  
→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士の資格保有状況に応じて加算、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上。



# 医療型障害児入所施設

## ○ サービス内容

- 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児にたいして、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

## ○ 主な人員配置

### ■ 児童指導員及び保育士

- ・主として自閉症児を入所させる施設 6.7:1以上
- ・主として肢体不自由児を入所させる施設  
乳児又は幼児 10:1以上  
少年 20:1以上
- ・児童指導員 1人以上
- ・保育士 1人以上

### ■ 児童発達支援管理責任者 1人以上

## ○ 報酬単価（平成27年4月～）

### ■ 基本報酬

- 主として自閉症児を入所させる施設 323単位(有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 291～355単位)
- 主として肢体不自由児を入所させる施設 148単位(有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 133～163単位)
- 主として重症心身児を入所させる施設 880単位(有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 792～968単位)

### ■ 主な加算

#### 心理担当職員配置加算(26単位)

- 心理担当職員を配置している場合に加算。  
※主として重症心身障害児を入所させる施設及び指定発達支援医療機関を除く。

#### 小規模グループケア加算(240単位)

- 障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合に加算。

#### 福祉専門職員配置等加算(4～10単位)

- ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士の資格保有状況に応じて加算、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上。

○ 事業所数 186(国保連平成27年3月実績)

○ 利用者数 2,148(国保連平成27年3月実績)

# 計画相談支援

## ○対象者

- 障害福祉サービスの申請・変更申請に係る障害者・障害児(の保護者)
- 地域相談支援の申請・変更申請に係る障害者

※ 計画相談支援の対象者については、相談支援の提供体制を考慮する観点から、平成24年度から段階的に拡大し、平成27年度からは障害福祉サービス等を利用するすべての障害者等が対象となった。

## ○サービス内容

### 【サービス利用支援】

- 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成
- 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成

### 【継続サービス利用支援】

- 障害福祉サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

## ○主な人員配置

- 相談支援専門員

## ○報酬単価（平成27年4月～）

### ■ 基本報酬

サービス利用支援	1,611単位/月
継続サービス利用支援	1,310単位/月

### ■ 主な加算

**特別地域加算**(15%加算)  
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

**利用者負担上限管理加算**(150単位/回) ※月1回を限度  
→事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算

**特定事業所加算**(300単位/月)  
→手厚い人員体制や関係機関との連携等により質の高い計画相談支援が提供されている事業所を評価

○ **請求事業所数** 5,995(国保連平成27年3月実績)

○ **利用者数** 117,411(国保連平成27年3月実績)

# 障害児相談支援

## ○対象者

- 障害児通所支援の申請・変更申請に係る障害児(の保護者)

※ 障害児相談支援の対象者については、相談支援の提供体制を考慮する観点から、平成24年度から段階的に拡大し、平成27年度からは障害児通所支援を利用するすべての障害児の保護者が対象となった。

## ○サービス内容

### 【障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の申請に係る通所給付決定の前に障害児支援利用計画案を作成
- 通所給付決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成

### 【継続障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな通所給付決定等に係る申請の勧奨

## ○主な人員配置

- 相談支援専門員

## ○報酬単価(平成27年4月～)

### ■基本報酬

障害児支援利用援助	1,611単位/月
継続障害児支援利用援助	1,310単位/月

### ■主な加算

**特別地域加算**(15%加算)  
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

**利用者負担上限管理加算**(150単位/回) ※月1回を限度  
→事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算

**初回加算**(500単位)  
→新規に障害児支援利用計画を作成する場合等で、保護者の障害受容ができないこと等によりアセスメントに業務負担がかかる事業所を評価

**特定事業所加算**(300単位/月)  
→手厚い人員体制や関係機関との連携等により質の高い障害児相談支援が提供されている事業所を評価

○**請求事業所数** 2,513(国保連平成27年3月実績)

○**利用者数** 26,739(国保連平成27年3月実績)

# 地域移行支援

## ○ 対象者

- 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院、矯正施設等又は保護施設に入所している障害者  
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者  
→ 長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象。  
※ 1年未満の入院者は、特に支援が必要な者(措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするものや地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者など)を対象。

## ○ サービス内容

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
- 地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等。

## ○ 主な人員配置

- 従業者  
・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

## ○ 報酬単価 (平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

- ・ 地域移行支援サービス費 2,313単位/月(毎月算定。少なくとも月2回以上面接・同行による支援が要件。)

### ■ 主な加算

<b>初回加算</b> (500単位) →地域移行支援の利用を開始した月に加算	<b>退院・退所月加算</b> (2,700単位) →退院・退所する月に加算	<b>集中支援加算</b> (500単位) →退院・退所月以外で月6日以上面接・同行による支援を行った場合に月ごとに加算	<b>特別地域加算</b> (15%加算) →中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価
--	--	---	--

○ **事業所数** 278(国保連平成27年3月実績)

○ **利用者数** 500(国保連平成27年3月実績)

## 地域定着支援

### ○ 対象者

■ 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。

- ① 居宅において単身で生活する障害者
  - ② 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
- ※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。  
※ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については、対象外。

### ○ サービス内容

- 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談
- 障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の緊急時の各種支援

### ○ 主な人員配置

- 従業者  
・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

### ○ 報酬単価（平成27年4月～）

#### ■ 基本報酬

地域定着支援サービス費 [体制確保分] 302単位/月(毎月算定)  
[緊急時支援分] 705単位/日(緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定)

#### ■ 主な加算

特別地域加算(15%加算)  
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

○ 事業所数 414(国保連平成27年3月実績)

○ 利用者数 2,167(国保連平成27年3月実績)

(参考2)

**【連携強化】**

- ・教育と福祉の連携の一層の推進について
- ・障害児支援と教育機関の連携について
- ・障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について
- ・子ども・子育て支援新制度担当部局との連携の強化
- ・就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について

# 児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について(概要)

(平成24年4月18日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名通知)

## ◆ 趣旨

学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所(以下「障害児通所支援事業所等」という。)が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画(以下「個別の教育支援計画等」という。)と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画(以下「障害児支援利用計画等」という。)が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましい。

## ◆ 留意事項

### 1 相談支援

障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いします。

### 2 障害児支援の強化

#### (1) 保育所等訪問支援の創設

このサービスが効果的に行われるためには、保育所等訪問支援の訪問先施設の理解と協力が不可欠であり、該当する障害児の状況の把握や支援方法等について、訪問先施設と保育所等訪問支援事業所、保護者との間で情報共有するとともに、十分調整した上で、必要な対応がなされるよう配慮をお願いします。

#### (2) 個別支援計画の作成

障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者と教員等が連携し、障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等との連携を保護者の了解を得つつ確保し、相乗的な効果が得られるよう、必要な配慮をお願いします。

# 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について(概要)

(平成21年11月12日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知) 最終改正:平成24年5月31日

## ◆ 趣旨

- 障害者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするためには、グループホームなど地域における住まいの場の確保が重要。
- このため、厚生労働省、国土交通省の連名で通知を発出し、障害者の住まいの場の確保等に関する両省の施策について広く紹介するとともに、各地方公共団体においても、福祉部局と住宅部局の連携を図り、これらの施策についての取組を強化するよう依頼。

## ◆ 厚生労働省・国土交通省の主な施策

### (1)グループホーム・ケアホームの整備の促進等

- 公営住宅をグループホーム等として活用するためのマニュアルの周知
- 厚生労働省における施設整備費の助成等や国土交通省の「社会資本整備総合交付金」等の活用により、各自治体が定める障害福祉計画に基づく計画的な整備を支援
- 平成23年10月からグループホーム等を利用している障害者に対して月額1万円を上限に居住に要する費用を助成。

### (2)公的賃貸住宅への入居の促進

- 障害者の優先枠の設定や障害者向けの公営住宅の供給等による入居促進
- 既存民間住宅の一部を借り上げて行う公営住宅の供給

### (3)民間賃貸住宅への入居の円滑化

- 障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する居住支援協議会の積極的な活用及び自立支援協議会との緊密な連携
- 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業による障害者等が円滑に入居できる民間住宅の供給支援
- 財団法人高齢者住宅財団が未払い家賃の債務保証を行う家賃債務保証制度の普及

### (4)地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

- 障害者支援施設の入所者等に対し、住居の確保など地域生活に向けた支援を行う「地域移行支援」、1人暮らし等の障害者と常時連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う「地域定着支援」を平成24年度から実施



平成25年10月18日

各（都道府県  
指定都市  
児童相談所設置市） 障害児支援担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

### 障害児に対する支援に係る教育機関との連携について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

10月4日付で各都道府県・指定都市教育委員会委員長、都道府県知事等宛てに、文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」が通知されております。

また、同省のホームページでは「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」が公表されております。これらの資料は、主に障害児の就学手続等について記載されておりますが、福祉などとの連携について、その重要性に触れられている部分も多く記載されております。

つきましては、貴都道府県市の障害児支援担当課におかれましても、これらの内容についてご了知いただき、教育部局と連携をしながら障害児支援の施策をさらに進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村の障害児支援担当課にも周知いただきますようご配慮願います。

<参考：教育支援資料掲載ページ(文部科学省)>

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm)

添付資料(以下略)

# 子ども・子育て支援新制度担当部局との連携の強化

事務連絡

平成26年6月2日

各 都道府県  
指定都市  
中核市

障害児支援担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画については、来年度からの施行に向けて、貴都道府県・市の担当部局において作成が進められているところと承知しておりますが、同計画に係る国の基本指針では子ども・子育て支援事業は「障害児を含むすべての子どもや子育て家庭を対象とするもの」と明記され、計画作成の際のポイントとして障害児支援との関わりについても記載されていることも踏まえ、昨年8月に、障害児支援の担当部局におかれても同計画の作成について積極的に関与するようお願いしてきているところです。

そのような中、今月15日に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく第4期障害福祉計画に向けて、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)」が改正され、その中で、障害児支援に関して種別ごとの必要量や確保策等を定めるよう努めるものとされました。また、障害福祉計画を定める上では子ども・子育て支援事業計画との調和が保たれたものとする必要があること等が定められております。

同告示を踏まえ、別添のとおり、内閣府から各都道府県・指定都市・中核市の子ども・子育て支援新制度担当部局に対して、子ども・子育て支援事業計画と障害福祉計画との連携や子ども・子育て支援計画における障害児支援も含めた支援体制づくりへの積極的な取組が要請されておりますので、貴部局におかれても御了知の上で、子ども・子育て支援新制度担当部局との更なる緊密な連携を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村の障害保健福祉担当課に周知を図るようご配慮願います。

# 就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について

(平成25年4月26日付文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課連名事務連絡)

## ◆ 趣旨

就労系サービスが効果的に機能し、障害のある生徒の自立と社会参加に向けた就労支援が適切に行われるためには、特別支援学校等の教育関係機関と就労移行支援事業所等の福祉関係機関が緊密な連携を図るとともに、特別支援学校等で作成する個別の教育支援計画と福祉関係機関で作成するサービス等利用計画が、個人情報に留意しつつ連携して活用されることが望まれます。

就労系サービスのうち、就労継続B型事業については、その利用に当たり原則として就労移行支援事業者によるアセスメントを行うことが必要となっていますが、このたび、厚生労働省においては、就労継続支援B型事業に係るアセスメントの取扱い及び経過措置について見直しを行ったところです。このうち特別支援学校等に主に関連する事項は下記のとおりですので、協議会等における検討に資する資料の提供について特段の御配慮をお願いします。

また、各都道府県及び市町村の障害福祉主管課においては、特別支援学校等の卒業生の就労系サービスの利用に関し、特別支援学校等と福祉関係機関による連携が円滑に進むよう、引き続き各教育委員会等と積極的な連携を図っていただけますようお願いいたします。

## ◆ 概要

### 1. 障害者就業・生活支援センターを活用したアセスメントの検討

就労移行支援事業所がない等により適切にアセスメントが行えない地域については、障害者就業・生活支援センターを活用したアセスメントについて検討すること

### 2. 経過措置の見直し

#### (1) 平成25年度以降の経過措置の取扱い

ア 就労移行支援事業者によるアセスメントを経ることなく就労継続支援B型事業の利用が可能となる経過措置について、平成26年度末(平成27年3月末)まで延長(従来は平成24年度末)

イ 平成25年度からの経過措置の新たな取扱いとして、市町村が就労継続支援B型事業の利用の適否を判断するに当たり、協議会等からの意見を徴すること等により判断すること

ウ 上記の市町村が意見を徴する協議会等においては、例えば以下のような資料を用いて個別の事案について検討すること

- ・就労支援機関や相談機関などが行った既存のアセスメント結果
- ・特別支援学校における進路指導や職場実習結果等の情報

#### (2) 平成25年3月以前に支給決定した特別支援学校等卒業者に係る取扱い

ア 平成25年3月に特別支援学校等を卒業する者であっても、平成25年3月末までに支給決定が行われた場合には、当該支給決定の有効期間内については従前の経過措置の対象であること

イ 就労継続支援B型を既に利用している者については、支給決定の有効期間内であれば、平成25年4月以降も引き続き利用することが可能であること

(参考3)

地域社会における共生の実現に向けて  
新たな障害保健福祉施策を講ずるための  
関係法律の整備に関する法律について

(障害者総合支援法  
と関連事項の最近の動向等について)

# 地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

## 1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

## 2. 概要

### 1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

### 3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

### 4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

### 5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

### 6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

## 3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

## 4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

# 障害者総合支援法対象疾病(難病等)の見直しについて

- 平成25年4月より、難病等が障害者総合支援法の対象となり、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲(130疾病)としていた。

## 【障害者総合支援法における難病等の定義 第4条抜粋】

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者。

- 難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法(平成27年1月1日施行)が成立したことに伴う指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の検討を踏まえ、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲を検討するため、「障害者総合支援法対象疾病検討会」を設置(H26.8.27)して、障害者総合支援法の対象疾病の検討を行い、第1次として、平成27年1月より、130疾病から151疾病に拡大。

- 平成27年3月に、同検討会において第2次拡大分の疾病の検討を行い、151疾病から332疾病に拡大する方針が取りまとめられた。

- 平成27年7月より、対象疾病を151疾病から**332疾病に拡大**。

平成27年7月1日から

「障害者総合支援法」の対象となる疾病を332に拡大します

平成27年7月1日から「障害福祉サービス等<sup>※1</sup>」の対象となる疾病が、151から332へ拡大されます。

対象となる方は、障害者手帳<sup>※2</sup>をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

※1 障害者・障害児は、障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業(障害児は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

※2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

### 対象となる方

対象疾病に該当する方(次ページ参照)

窓



### 手続き

- ◆対象疾病に罹患していることがわかる証明書(診断書など)を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にてサービスの利用を申請してください。
- ◆障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。  
(訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定を受ける必要はありません)
- ◆詳しい手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

厚生労働省

# 重度訪問介護の見直し（平成26年4月施行）

## ○ 対象者

### （見直し前）

- 重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者  
→ 障害程度区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者
  - ① 二肢以上に麻痺等があること
  - ② 障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。



### （見直し後）

- 重度の肢体不自由者 **その他の障害者** であって、常時介護を要する **ものとして厚生労働省令で定めるもの**  
→ 障害支援区分4以上であって、下記の①又は②の条件を満たす者
  - ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも **「支援が不要」** 以外と認定されていること。
  - ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

## ○ サービス内容

- 居宅における
  - ・入浴、排せつ及び食事等の介護
  - ・調理、洗濯及び掃除等の家事
  - ・その他生活全般にわたる援助
  - ・外出時における移動中の介護

※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

- 「行動障害を有する者」については、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、本サービスの利用を開始する。

## ○ 主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
  - ・介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
  - ・居宅介護職員初任者研修修了者であって3年以上の実務経験がある者

- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
    - ・居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従業者養成研修修了者
- ※ 「行動障害を有する者」に対応する場合は、専門性を確保するため、行動障害を有する者の障害特性に関する研修を受講することとする。研修内容は、強度行動障害支援者養成研修と同等の内容。

○ **事業所数** 6,629(国保連平成27年3月実績)

○ **利用者数** 9,960(国保連平成27年3月実績)

うち知的障害者及び精神障害者の利用者数 419

# 「強度行動障害」に関する対象者の概要

## 「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

## 「支援の対象者」については

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」(福祉型障害児入所施設の場合は「強度行動障害判定基準表」)を用いて判定し、一定の点数以上となる人(24点中10点)に対して手厚い支援(下記の図参照)が提供される。

強度行動障害にいたる前からの支援や行動改善が見られた後における継続的な支援が提供できるようにするため、「行動援護」は平成20年、「共同生活援助、短期入所、施設入所支援の重度障害者支援加算」は平成24年に対象者判定の基準点を引き下げたところであり、その結果支援対象者が拡大している。

## 行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者

(国民健康保険団体連合会データ)

### のべ30,714人(平成27年1月時点)

(行動援護、共同生活援助、短期入所を重複して利用する  
場合があるため、のべ人数としている)



行動援護  
8,132人



短期入所(重度障害者支援加算) 2,329人  
施設入所支援(重度障害者支援加算) 16,217人  
福祉型障害児入所施設(強度行動障害者特別支援加算) 7人



共同生活援助(重度障害者支援加算)  
4,029人

(参考)平成26年度からは、重度訪問介護についても、行動援護等の基準と同様の対象者に対して支援を提供することが可能となっている。



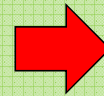
# (参考) 強度行動障害を有する者等に対する支援者の人材育成について

強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としており、このため、現状では事業所の受入が困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。

一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されており、強度行動障害に関する体系的な研修が必要とされている

実施体制

指導者養成研修(国立のぞみの園)



支援者養成研修(都道府県)

施設系・居住系(障害者・障害児)

相談支援専門員

入所職員

GH職員

通所職員

訪問系

行動援護ヘルパー

重度訪問介護ヘルパー

その他の訪問系ヘルパー

支援現場の職員

平成25年度～ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修) 講義＋演習(12時間)

サービス管理責任者クラスの職員

平成26年度～ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修) 講義＋演習(12時間)

# 障害者に対する支援（②共同生活介護の共同生活援助への一元化）

（ケアホーム）

（グループホーム）

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合。

【平成26年4月1日施行】

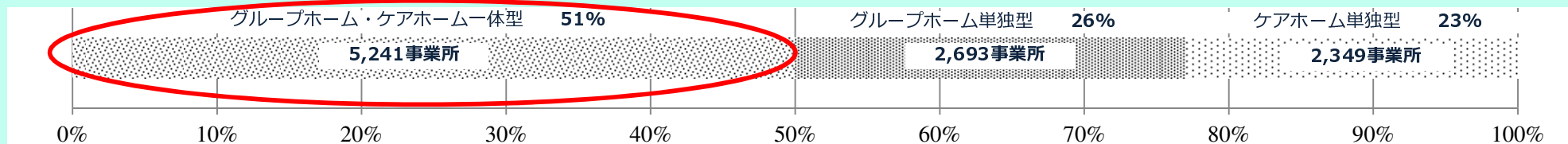
➡ 障害者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進。

## 《背景》

- ★ 今後、障害者の高齢化・重度化が進むことを背景として、介護が必要な障害者のグループホームの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となるケースが増加することが見込まれる。
- ★ 現行、介護が必要な人と必要のない人を一緒に受け入れる場合、グループホーム、ケアホームの2つのタイプの事業所指定が必要。
- ★ 現にグループホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上。

地域における住まいの選択肢のさらなる拡大・事務手続きの簡素化等の観点から**ケアホームをグループホームに一元化**。グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、**入浴、排せつ又は食事の介護**その他の日常生活上の援助を提供。

## （参考）事業所の指定状況



（出典）障害福祉課調べ（H22.3）

◎ グループホームへの一元化に併せて、次の運用上の見直しを行う

## 外部サービス利用規制の見直し

個々の利用者の状態像に応じて柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、グループホームの新たな支援形態の1つとして、**外部の居宅介護事業者と連携すること等により利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行う事業所形態**を創設。

## サテライト型住居の創設

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、**本体住居との連携を前提とした『サテライト型住居』の仕組み**を創設。

# 一元化後のグループホームにおける介護サービスの提供形態

一元化後のグループホームは、**介護を必要とする者としめない者が混在して利用**することとなり、また、**介護を必要とする者の数も一定ではない**ことから、全ての介護サービスを当該事業所の従業者が提供するという方法は必ずしも効率的ではないと考えられる。一方、これまでのケアホームと同様に、馴染みの職員による介護付きの住まいを望む声もある。

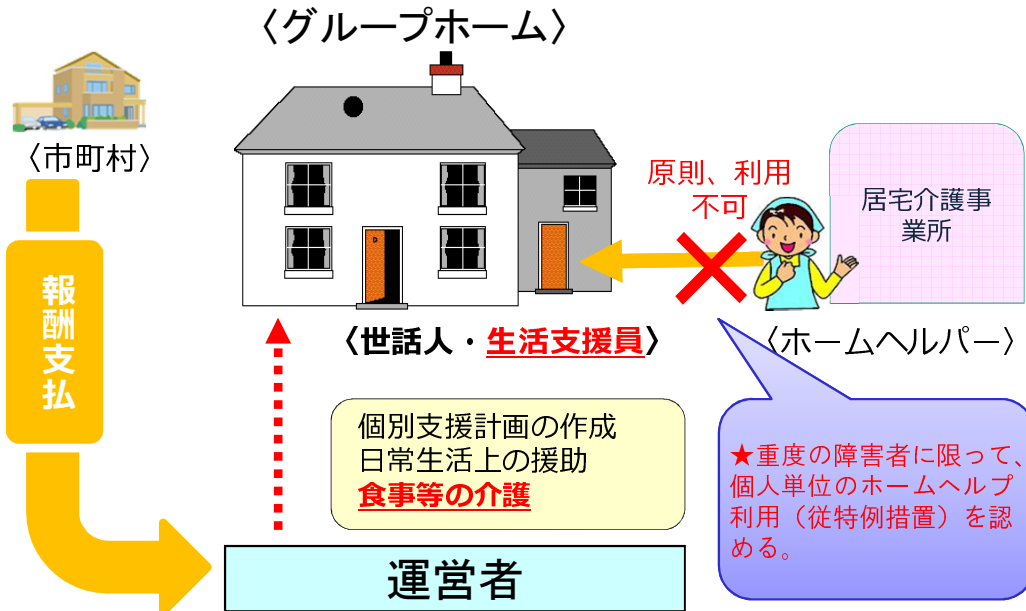


グループホームで提供する支援を「基本サービス(日常生活の援助等)」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造とし、介護サービスの提供については、① **グループホーム事業者が自ら行うか(介護サービス包括型(旧ケアホーム型))**、② **グループホーム事業者はアレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託するか(外部サービス利用型)**のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとした。

## 介護サービス包括型のイメージ

★介護サービスについては、従来のケアホームと同様に**当該事業所の従業者が提供**。

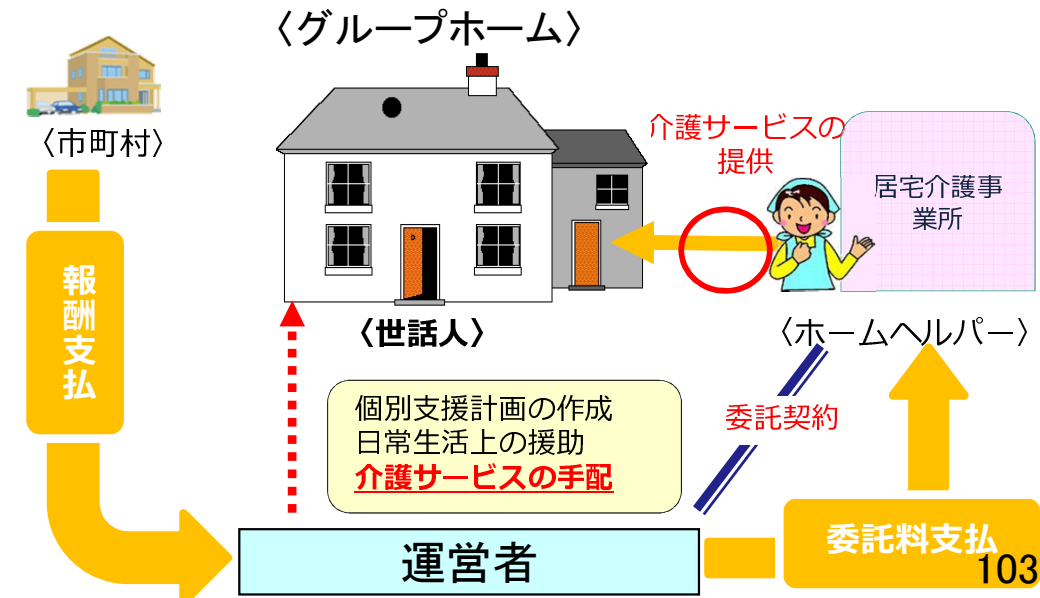
★利用者の状態に応じて、**介護スタッフ(生活支援員)**を配置。



## 外部サービス利用型のイメージ

★介護サービスについて、事業所は**アレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業者等に委託**。

★介護スタッフ(生活支援員)については**配置不要**。



# 障害者に対する支援（③地域移行支援の対象拡大）

地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを追加。

【平成26年4月1日施行】

➡ **保護施設、矯正施設等を退所する障害者**などに対象拡大

## （参考）地域生活への移行に向けた支援の流れのイメージ



# 地域移行支援の対象拡大について

地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加えて、**その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者**であって厚生労働省令で定めるものを追加。【平成26年4月1日施行】

➡ 保護施設、矯正施設等を退所する障害者などに対象拡大

## 1. 基本的な考え方に関すること

- 重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、
  - ① 入所期間の長期化や高齢化が進んでいる保護施設に入所している障害者、
  - ② 退所後の住居を確保し、円滑に福祉サービス等につなげることで再犯防止が期待される矯正施設等に入所している障害者を新たに地域移行支援の対象とする。

## 2. 保護施設に入所している障害者に関すること

- 保護施設のうち、「身体上又は精神上的理由」が入所の要件となっている「救護施設」及び「更生施設」に入所している障害者を地域移行支援の対象とする。

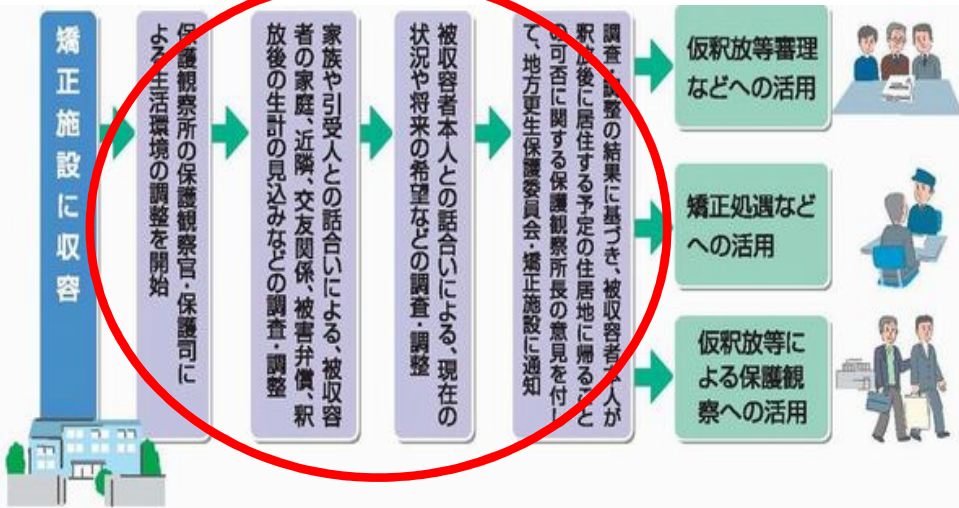
## 3. 矯正施設等に入所している障害者に関すること

- 対象とする矯正施設の種類は、刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所)及び少年院とする。
- 対象とする障害者は、矯正施設から退所するまでの間に地域相談支援事業者が実施する障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれる障害者を中心に支援の対象とする
  - ※ 「矯正施設内で行う支援」(入所している障害者に対する面談、支援計画の作成、住居の確保等)は、従前どおり保護観察所、地域生活定着支援センターとの連携により実施。
- また、矯正施設を出所した障害者は、出所後の一定期間、更生保護施設等を利用するケースが少ないことから、更生保護施設等に入所した障害者についても支援の対象とする。

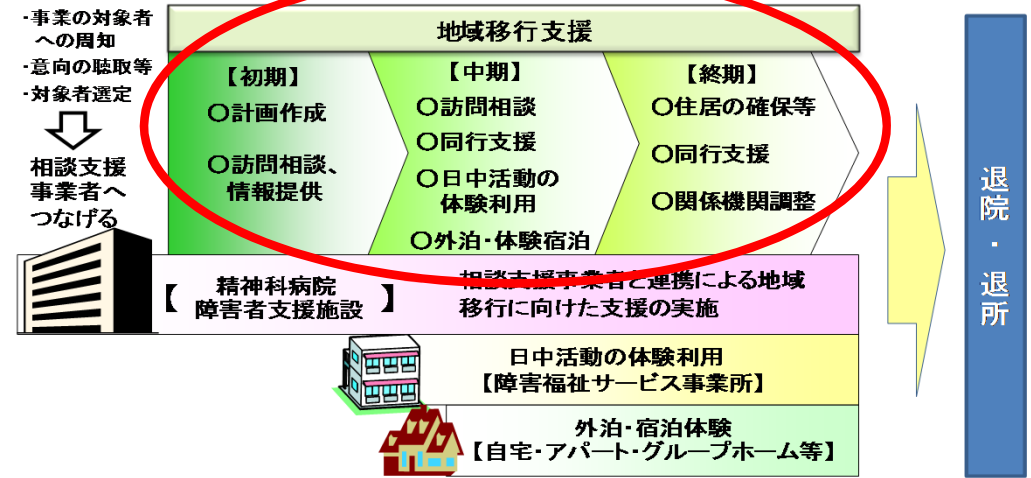
# 矯正施設に入所している障害者に対する支援

- 矯正施設入所者に対する住居の確保など退所に向けた生活環境調整等については、現在も保護観察所、地域生活定着支援センターとの連携により行われている。
- 矯正施設入所者を地域移行支援の対象とする場合にはこれらの支援制度との役割分担について整理が必要。

## 保護観察所の支援内容

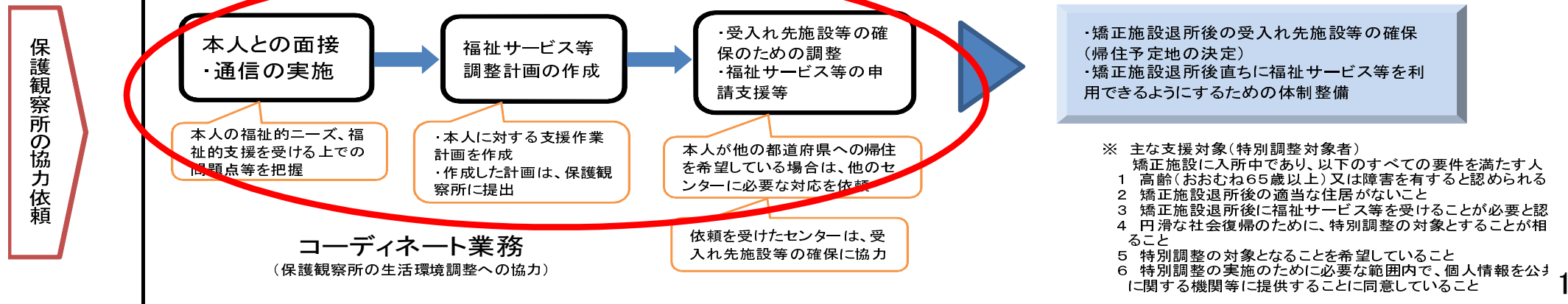


## 地域移行支援の支援内容



## 地域生活定着支援センターの支援内容

### 矯正施設に入所中の人に対する支援

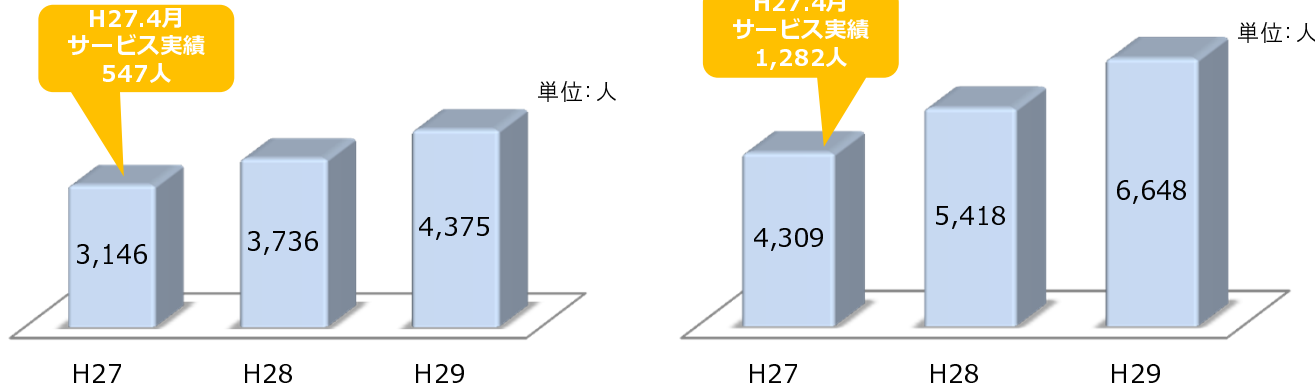


# 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

## ◆ 第4期障害福祉計画における見込量

地域移行支援

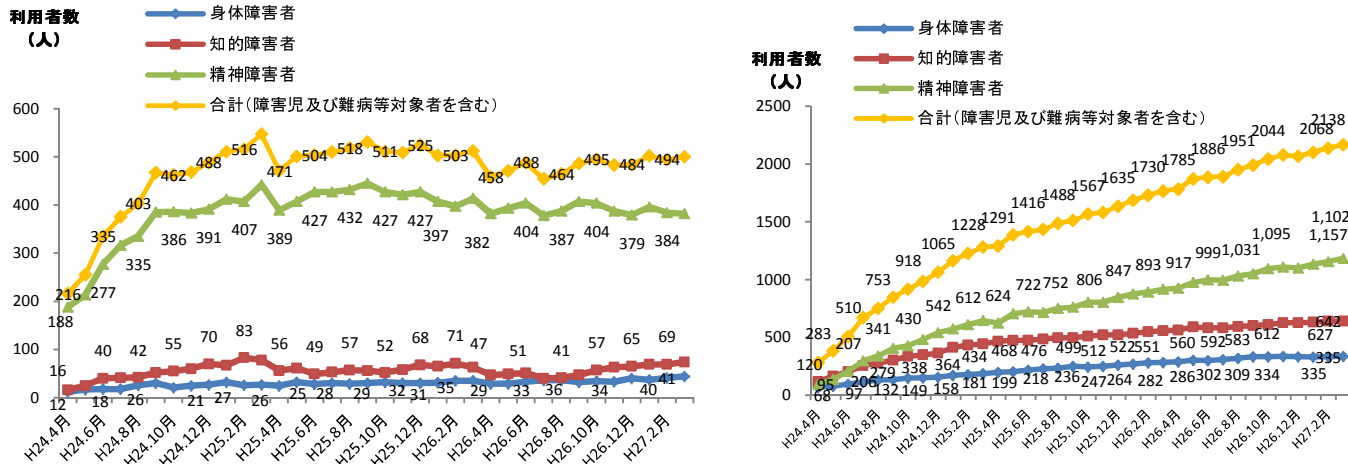
地域定着支援



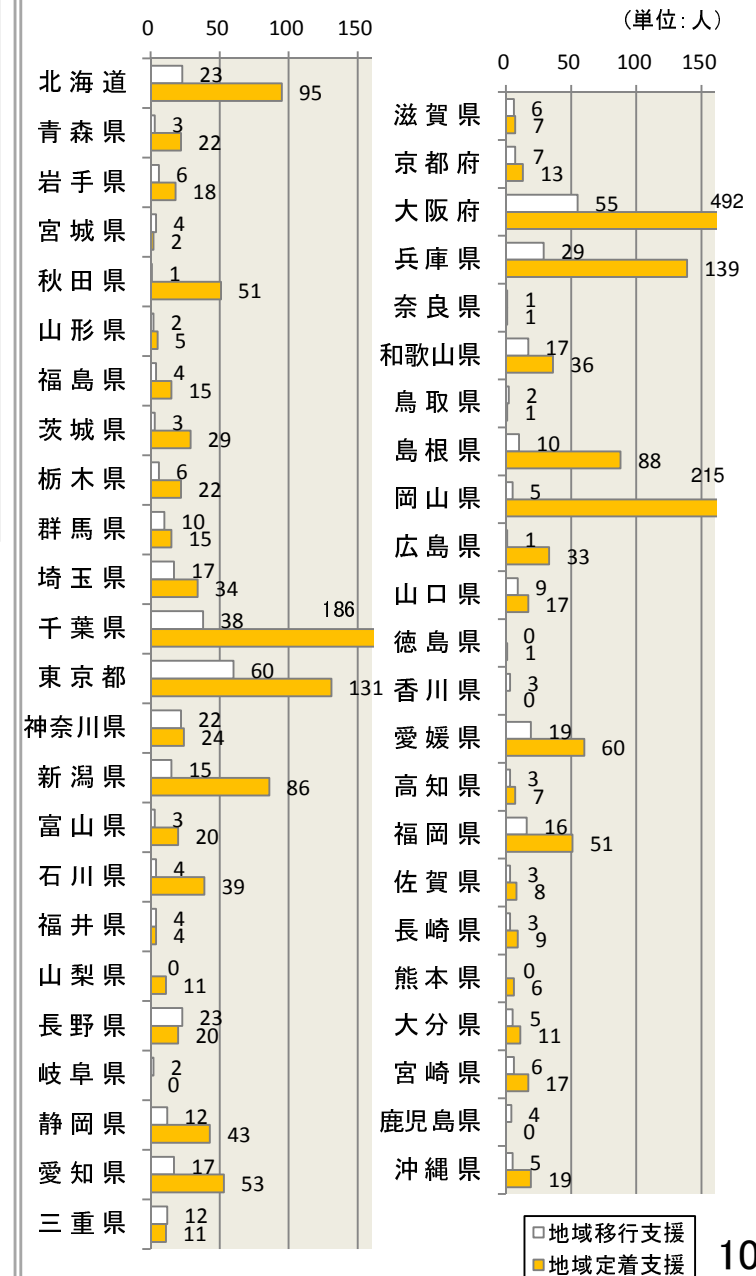
## ◆ 障害別利用者数の推移 (H24.4~H27.3)

地域移行支援

地域定着支援



## ◆ 都道府県別利用者数 (H27.3)



# 地域生活移行個別支援特別加算について

## ○ 共同生活援助・宿泊型自立訓練（670単位／日）

**対象者：**医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、**3年を経過していない者**であって、地域生活定着支援センターとの調整により、指定共同生活援助事業所を利用することになった者。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定共同生活援助を利用することになった場合、指定共同生活援助の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間についてについて加算の対象となる。

**施設要件：**加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。

なお、こうした支援体制については、（自立支援）協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

**支援内容：**加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。

- ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、共同生活援助計画の作成
- イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- ウ 日常生活や人間関係に関する助言
- エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- オ 日中活動の場における緊急時の対応
- カ その他必要な支援



# 地域生活移行個別支援特別加算について

## ○ 施設入所支援 地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）（12単位 体制加算）

**施設要件:** 加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求め  
るものではないが、常に新たな利用者を受け入れる可能性があることを踏まえた関係機関との連携等のための体制、  
加算対象者の受入時には必要な数の人員を確保することが可能な体制、有資格者による指導体制及び精神科を担当  
する医師により月2回以上の定期的な指導体制（当該施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障  
害である場合に限る。）が整えられていること。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、  
加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障  
害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行  
う研修会の受講等の方法により行うものとする。

## ○ 施設入所支援 地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ）（306単位／日）

**対象者:**（共同生活援助等と同じ）

**支援内容:** 加算の対象となる施設については、以下の支援を行うものとする。

- (ア) 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を  
理解し、これを誘発しないような環境調整と地域生活への移行に向けた必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み  
込まれた施設障害福祉サービス計画の作成
- (イ) 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- (ウ) 日常生活や人間関係に関する助言
- (エ) 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- (オ) 他のサービス等を利用する時間帯も含めた緊急時の対応
- (カ) その他必要な支援

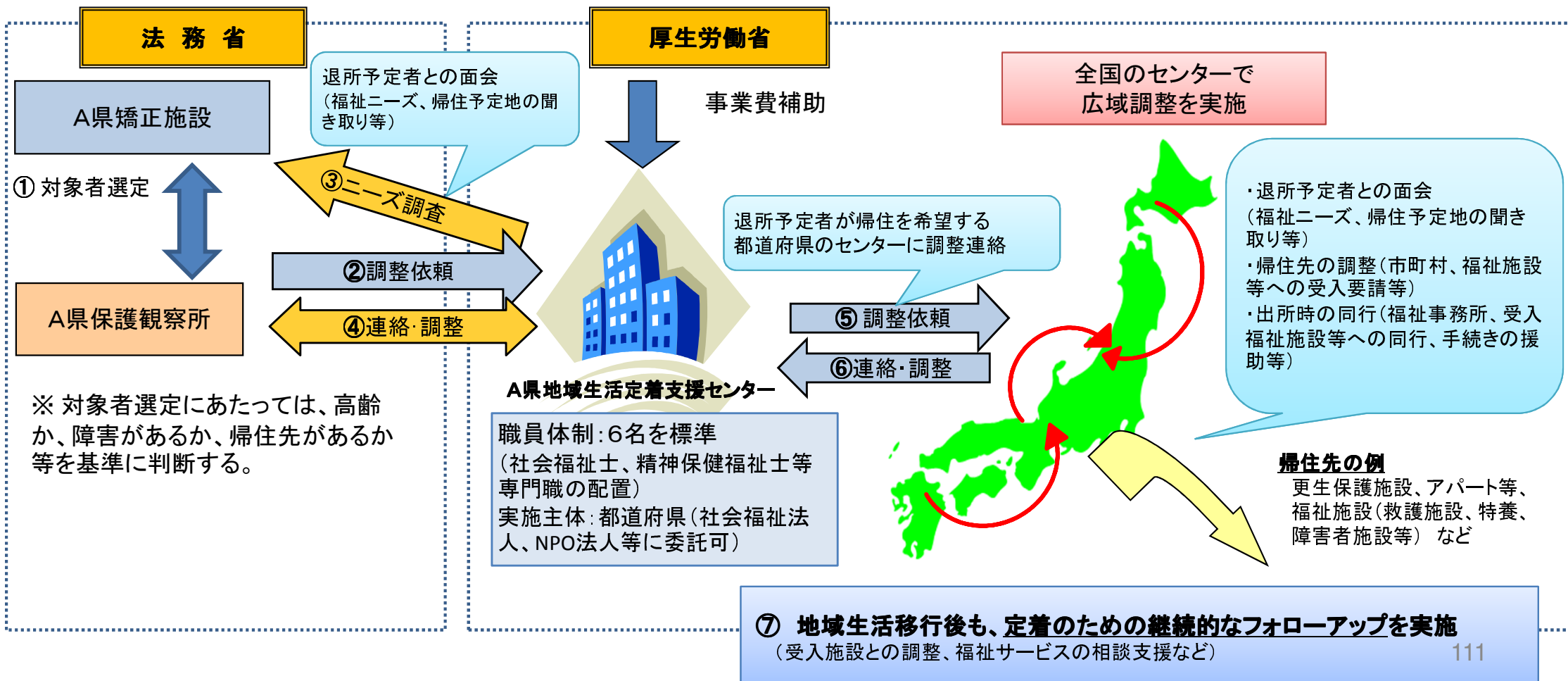
# 地域生活移行個別支援特別加算の算定事業所と利用者数

加算部分			利用者数	事業所数
H26.3地域生活移行個別支援特別加算	(共同生活介護)ケアホーム		151	78
	(共同生活援助)グループホーム		124	80
	計	H26.3 合計	275	158
H27.3地域生活移行個別支援特別加算 (H26.4グループホームに一元化)	(包括型)グループホーム		268	139
	(外部型)グループホーム		74	46
	計	H27.3 合計	342	185
<p>○H26.3→H27.3 事業所数で27ヶ所増加、利用者数で67人増加                      ○H27.3グループホーム事業所数6,637ヶ所、利用者数96,012人→全国事業所の2.8%を利用、全利用者数の0.4%</p>				
H26.3地域生活移行個別支援特別加算	(宿泊型)	H26.3	39	28
H27.3地域生活移行個別支援特別加算	(宿泊型)	H27.3	28	23
<p>○H26.3→H27.3 事業所数で5ヶ所減少、利用者数で11人減少                      ○H27.3事業所数242ヶ所、利用者数3,882人→全国事業所の9.5%を利用、全利用者数の0.7%</p>				
H26.3地域生活移行個別支援特別加算	(Ⅰ)体制整備	H26.3	3,927	58
	(Ⅱ)利用		48	31
H27.3地域生活移行個別支援特別加算	(Ⅰ)体制整備	H27.3	4,011	62
	(Ⅱ)利用		45	26
<p>○H26.3→H27.3 体制整備事業所数は4ヶ所増加、実際利用している施設は5ヶ所減少、利用者数で3人減少                      ○H27.3事業所数2,626ヶ所、利用者数132,296人→全国事業所の3.4%を利用、全利用者数の3.1%</p>				

# 地域生活定着促進事業

【※平成27年度予算 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 283億円の内数】

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、**保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」**の整備を実施。
- 平成23年度末に**全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。**
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。(平成25年度は延べ1,234人のコーディネートを実施し、うち628人が受入先に帰住)



# 地域生活支援事業について

(障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条)

## 【事業の目的】

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。**

## 【事業の性格】

- (1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業  
[地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況  
[柔軟な形態] ①委託契約、広域連合等の活用  
②突発的なニーズに臨機応変に対応が可能  
③個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能
- (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）
- (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも可能。

## 【財源】

補助金（一部交付税措置あり）※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【都道府県事業】 国1/2以内で補助

【市町村事業】 国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

## 【予算額】

25年度 460億円 ⇒ 26年度 462億円⇒ 平成27年度 464億円

# 平成27年度地域生活支援事業一覧

## 市 町 村 事 業

### 1 理解促進研修・啓発事業

### 2 自発的活動支援事業

### 3 相談支援事業

- (1) 障害者相談支援事業《交付税》
- (2) 基幹相談支援センター等機能強化事業
- (3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

### 4 成年後見制度利用支援事業

### 5 成年後見制度法人後見支援事業

### 6 意思疎通支援事業

### 7 日常生活用具給付等事業

### 8 手話奉仕員養成研修事業

### 9 移動支援事業

### 10 地域活動支援センター機能強化事業

### 11 任意事業

#### 【日常生活支援】

- (1) 福祉ホームの運営
- (2) 訪問入浴サービス
- (3) 生活訓練等
- (4) 日中一時支援
- (5) 地域移行のための安心生活支援
- (6) 巡回支援専門員整備
- (7) 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保
- (8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援

#### 【社会参加支援】

- (1) レクリエーション活動等支援
- (2) 文化芸術活動振興
- (3) 点字・声の広報等発行
- (4) 奉仕員養成研修
- (5) 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進
- (6) 自動車運転免許取得・改造助成

#### 【権利擁護支援】

- (1) 成年後見制度普及啓発
- (2) 障害者虐待防止対策支援

#### 【就業・就労支援】

- (1) 盲人ホームの運営
- (2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）
- (3) 更生訓練費給付
- (4) 知的障害者職親委託

### 12 障害支援区分認定等事務

注) 下線は必須事業

# 平成27年度地域生活支援事業一覧

## 都道府県事業

### 1 専門性の高い相談支援事業

- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- (3) 障害児等療育支援事業《交付税》
- (4) 障害者就業・生活支援センター事業《※》

### 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

- (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

### 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

### 4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

### 5 広域的な支援事業

- (1) 都道府県相談支援体制整備事業
- (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

### 6 サービス・相談支援者、指導者育成事業

- (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
- (2) 相談支援従事者研修事業
- (3) サービス管理責任者研修事業
- (4) 居宅介護従事者等養成研修事業
- (5) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業
- (6) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業
- (7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
- (8) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業
- (9) 精神障害者関係従事者養成研修事業

### 7 任意事業

#### 【日常生活支援】

- (1) 福祉ホームの運営
- (2) オストメイト（人工肛門、人工膀胱増設者）社会適応訓練
- (3) 音声機能障害者発声訓練事業
- (4) 発達障害者支援体制整備
- (5) 児童発達支援センター等の機能強化等
- (6) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進

#### 【社会参加支援】

- (1) 手話通訳者設置
- (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供
- (3) 点字・声の広報等発行
- (4) 点字による即時情報ネットワーク
- (5) 障害者ITサポートセンター運営
- (6) パソコンボランティア養成・派遣事業
- (7) 都道府県障害者社会参加推進センター運営
- (8) 身体障害者補助犬育成
- (9) 奉仕員養成研修
- (10) レクリエーション活動等支援
- (11) 文化芸術活動振興
- (12) サービス提供者情報提供等

#### 【権利擁護支援】

- (1) 成年後見制度普及啓発
- (2) 障害者虐待防止対策支援

#### 【就業・就労支援】

- (1) 盲人ホームの運営
- (2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）
- (3) 一般就労移行等促進
- (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等

#### 【重度障害者に係る市町村特別支援】

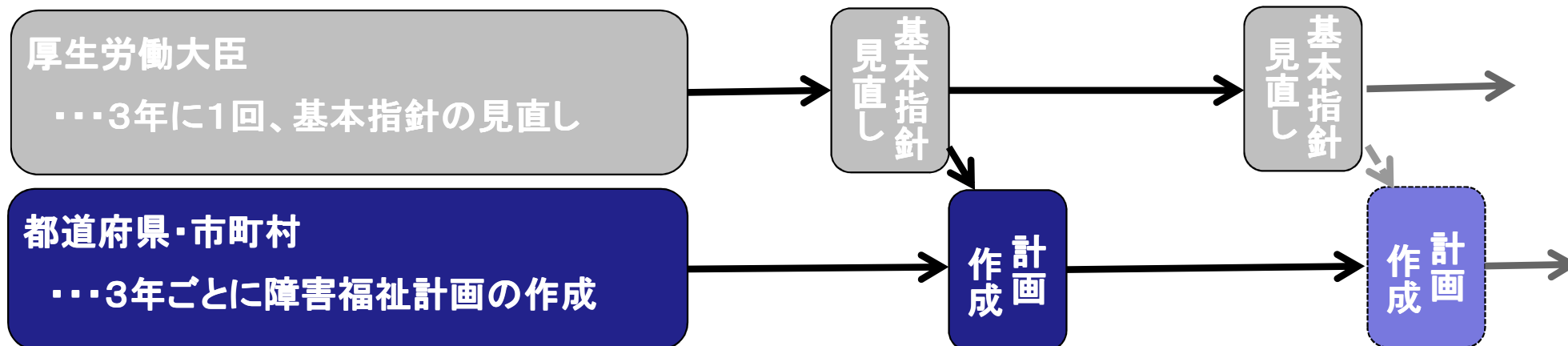
注)下線は必須事業

(※)障害者総合支援事業費補助金で実施

# 障害福祉計画と基本指針

- 基本指針(厚生労働大臣)では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
<b>第1期計画期間</b> 18年度～20年度	<b>第3期計画期間</b> 24年度～26年度			<b>第4期計画期間</b> 27年度～29年度		
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成			障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成		



# 成果目標と活動指標の関係

## (成果目標)

## (活動指標)

### 施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

(都道府県・市町村)

- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

### 入院中の精神障害者の地域生活への移行

- 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- 入院後1年時点の退院率の上昇
- 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

(都道府県・市町村)

- 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数

### 障害者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者、利用日数
- 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)

### 福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

(都道府県)

- 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数
- 委託訓練事業の受講者数
- 障害者試行雇用事業の開始者数
- 職場適応援助者による支援の対象者数
- 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

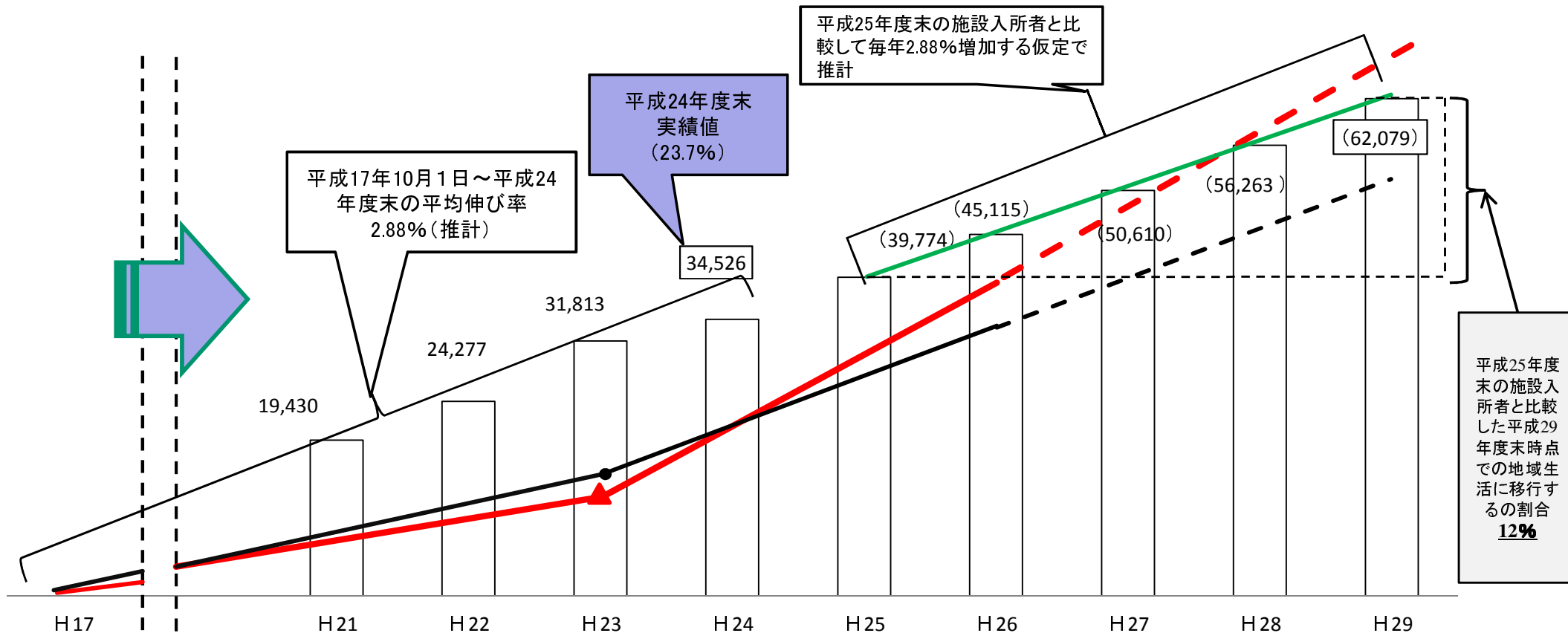
(基本指針の理念)自立と共生の社会を実現

障害者が地域で暮らせる社会に



# 施設入所者の地域生活への移行

- 平成17年10月施設入所者と比較した地域生活に移行する者の割合は、平成24年度時点で23.7%となっており、平成26年度末には、3割の地域生活移行を達成見込み。
- 数値目標の設定に当たっては平成17年10月1日から平成24年度末の平均伸び率(2.88%)をベースに、平成25年度末の施設入所者と比較した平成29年度末時点での地域生活に移行する者の割合を12%以上とする形で設定。



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値(第1～4期障害福祉計画)

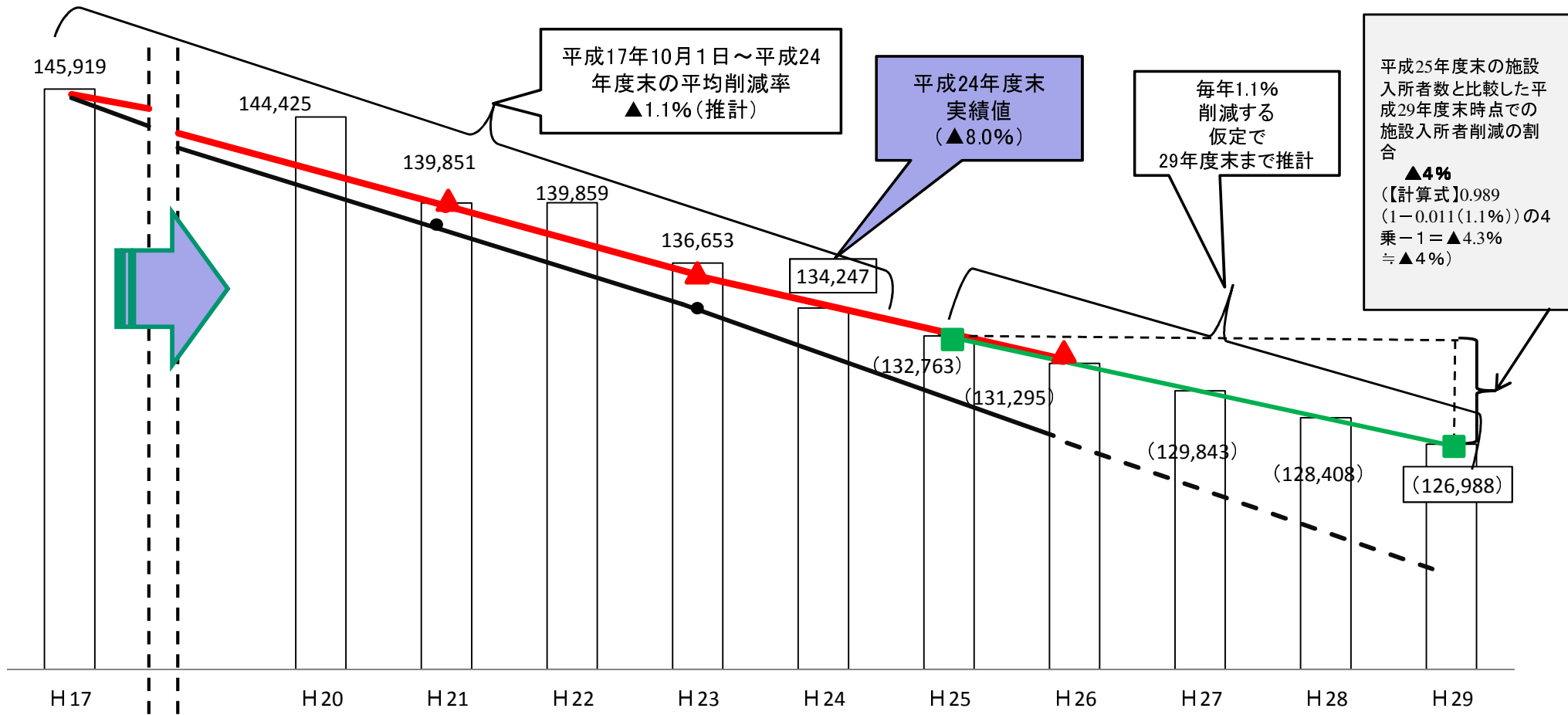
目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)
基本方針	10% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	30% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	12% (平成25年度末～29年度末(4年間))
都道府県障害福祉計画	14.5% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	25.2% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	—

- 地域生活に移行する者の数
- ▲— 基本指針(現行)
- 都道府県計画目標値

平成21～23年度は10月1日数値、24年度は25年3月末数値。25年度以降(括弧書き)は推計。(出典:施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

# 施設入所者数の削減

- 施設入所者は平成17年10月1日時点と比較し、**平成24年度末時点で約8.0%減少**。
- 平成26年度末には、施設入所者の1割削減を達成見込み。
- 数値目標の設定に当たっては平成17年10月1日から平成24年度末の平均削減率(▲1.1%)をベースに、平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者数から約4%以上削減する形で設定。



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値(第1~4期障害福祉計画)

目標値	第1~2期 (平成18~23年度)	第3期 (平成24~26年度)	第4期 (平成27~29年度)
基本方針	▲7% (平成17年10月1日~23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日~26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末~29年度末(4年間))
都道府県障害福祉計画	▲8.4% (平成17年10月1日~23年度末(6.5年間))	▲15.4% (平成17年10月1日~26年度末(9.5年間))	—

□ 施設入所者数  
 基本指針(現行)  
 都道府県計画目標値

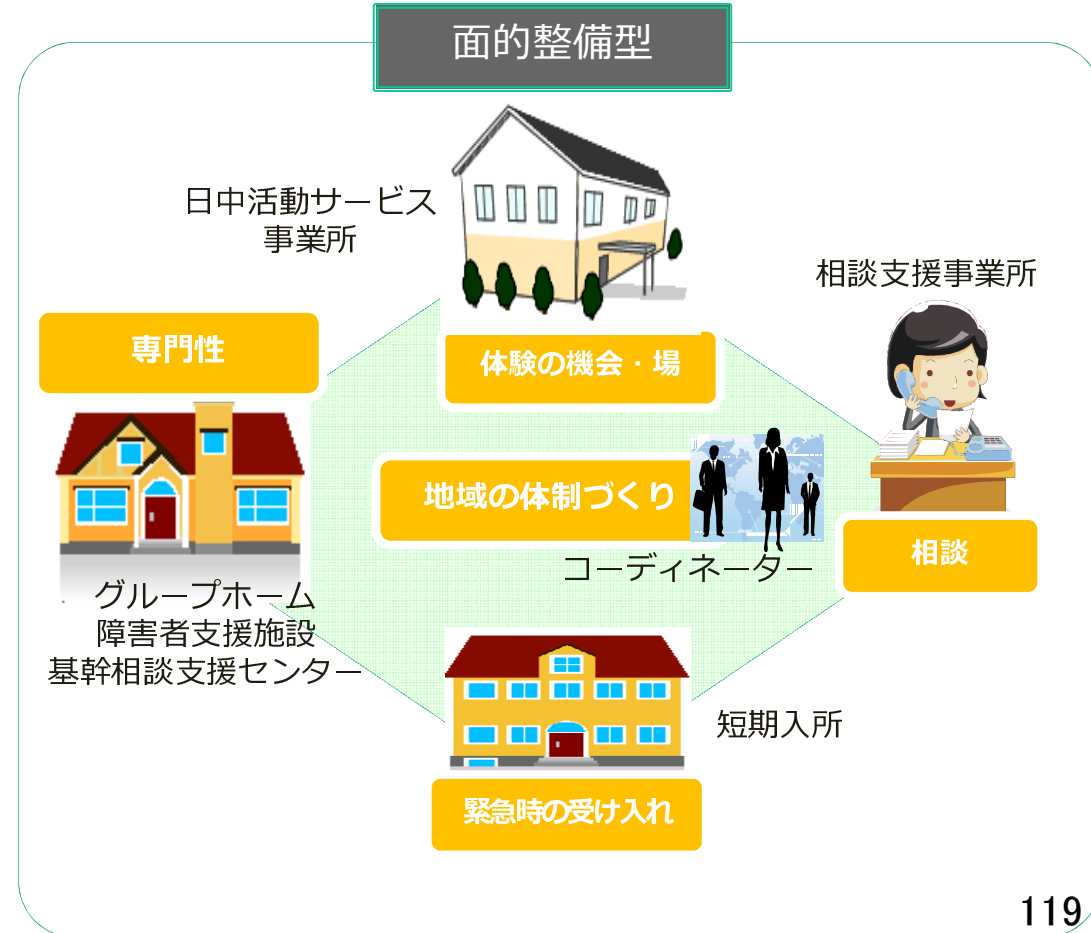
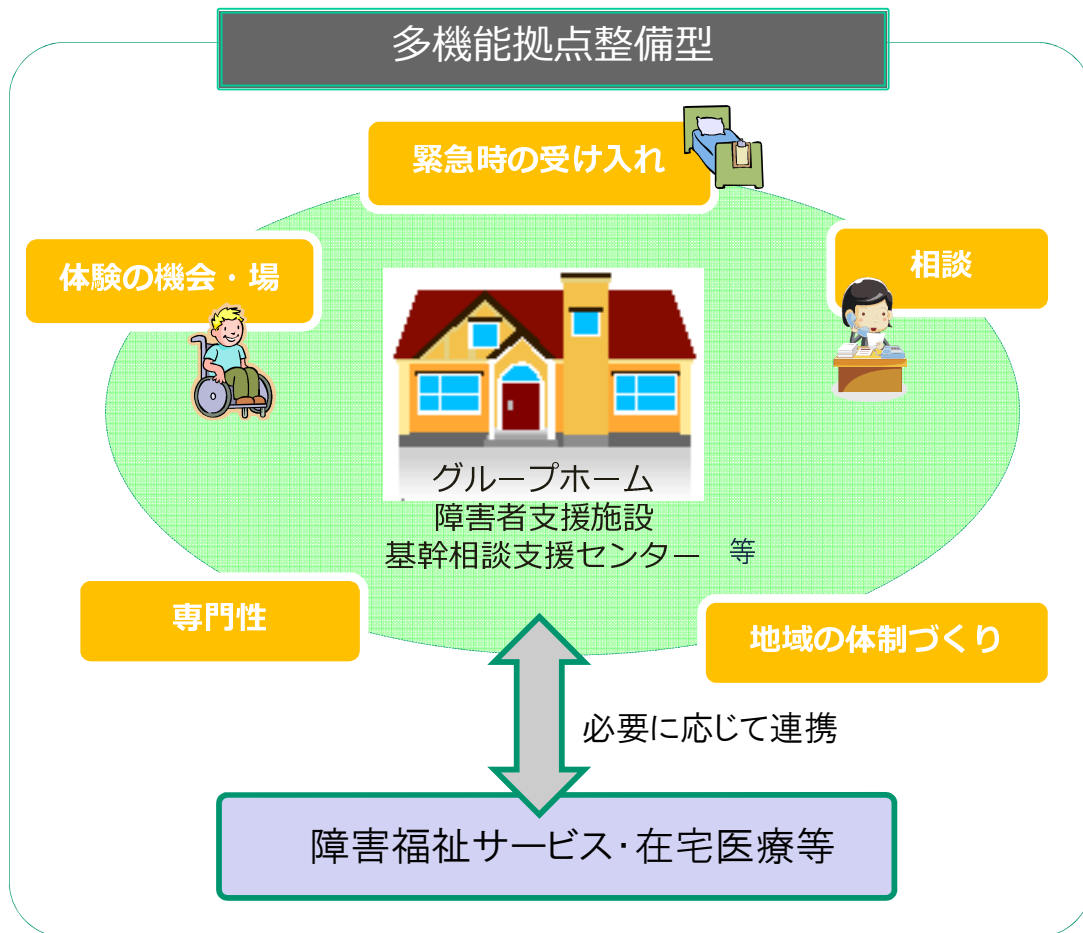
・平成17年度、平成20~23年度は10月1日数値。平成24年度は25年3月数値。平成25年度以降(括弧書き)は推計。  
 (出典: 国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

# 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

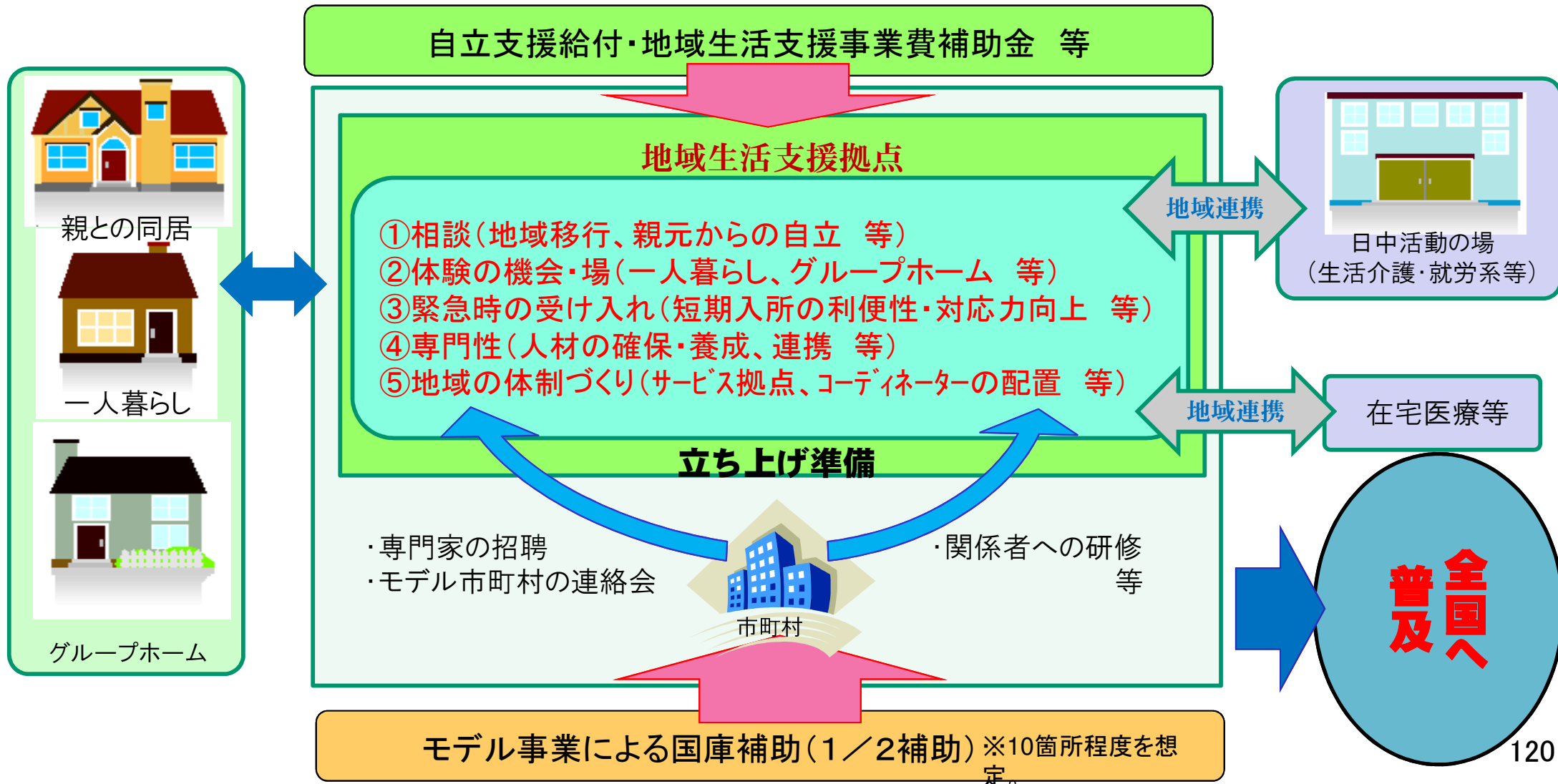
各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



# 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

平成27年度予算案  
25,000千円

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談②体験の機会・場③緊急時の受け入れ・対応④専門性⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ることが求められる。このため、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していく。



自立支援給付・地域生活支援事業費補助金 等

## 地域生活支援拠点

- ①相談(地域移行、親元からの自立 等)
- ②体験の機会・場(一人暮らし、グループホーム 等)
- ③緊急時の受け入れ(短期入所の利便性・対応力向上 等)
- ④専門性(人材の確保・養成、連携 等)
- ⑤地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置 等)

地域連携

日中活動の場  
(生活介護・就労系等)

地域連携

在宅医療等

## 立ち上げ準備

- ・専門家の招聘
- ・モデル市町村の連絡会

市町村

- ・関係者への研修等

モデル事業による国庫補助(1/2補助) ※10箇所程度を想定。

普及  
全国へ

# 地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項

※平成27年4月30日障障発0430第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知

## 整備に当たっての留意事項

### (1) 協議会の活用

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、協議会の活用が重要となる。

協議会については、地域における障害者等への支援体制に関するニーズの把握及び課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う重要な役割を担うものとして、運営の活性化を図っていただいているものと考えているが、地域生活支援拠点等の整備に当たっても、どの機関を拠点とするのか、どのような機能を拠点に担わせるのか等について、協議会の場において市町村内の現状に応じて検討していただくことが重要である。

また、地域生活支援拠点等の運営に対しても協議会が関与することが望ましい。

### (2) 地域定着支援の活用について

地域定着支援は、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急事態等が生じて利用者から要請があった場合に訪問による支援等を行うサービスであり、地域生活の継続にリスクを抱える世帯を事前に把握し、常時状況を見守るとともに、リスクへの対応や緊急事態が起きた場合の対応について事前に地域の社会資源の連携の中で検討し、実際に緊急事態が生じた場合は即座に対応が可能となるサービスとして地域生活支援拠点等が果たすべき機能の一部を担うものとして重要な位置付けとなる。

地域定着支援については、平成27年3月6日の障害保健福祉関係主管課長会議において、地域移行支援を利用していない障害者であっても地域定着支援を利用できることや、地域移行支援の利用は必ずしも1年間に限られず必要と認められる場合には更新が可能(更なる更新も可能)であることをお示ししているところであり、積極的な活用をお願いしたい。

### **(3)面的な整備について**

地域生活支援拠点等の面的な整備を行うに当たって、例えば、協議会での検討の結果、新たに緊急時の受け入れを行う短期入所事業所を整備することとなった場合等について、社会福祉施設等施設整備費の優先的な整備対象としてふさわしいものと考えられる。

### **(4)グループホームを拠点とする整備について**

地域生活支援拠点等として、グループホームで短期入所事業を行う場合、その人員体制の確保のために、生活介護事業所との併設等を行うことが考えられるが、この場合、グループホームの利用者が本人の意思に反して当該日中活動事業所を利用させられることのないよう十分留意することが必要である。

### **(1)緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の見直し**

短期入所の「緊急短期入所受入加算」について、「緊急短期入所体制確保加算」の算定を要件から除外する等の要件の緩和。

### **(2)体験に関する報酬の見直し**

地域移行支援の「障害福祉サービスの体験利用加算」や「体験宿泊加算」について利用期間の制限を廃止。

### **(3)計画相談支援における「特定事業所加算」の新設**

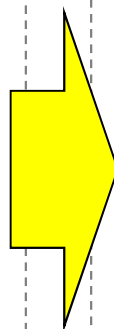
手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価。

# 訪問による自立訓練（機能訓練・生活訓練）の見直し

- 見直し前は、生活訓練又は機能訓練を利用する場合、原則、利用者が自立訓練事業所に通所し、そこで訓練を受けることとなっていた。また、通所による訓練の利用者については、通所による訓練に併せて、事業所の支援員が利用者の居宅を訪問して訓練を行うことも可能となっていた。
- しかし、引きこもり等の場合や精神科病院に長期間入院していた患者が退院した直後の時期には、その特性を踏まえると通所による訓練が困難な場合もある。また、自らの居宅における環境や設備等を用いて訓練を行うことが自立した生活を送る上で効果的な面もある。このため、通所の利用を前提とせずに、訪問による訓練のみを利用できるようにした。

## 見直し前 （～平成26年度）

- 通所による自立訓練を利用している利用者は、訪問による自立訓練を利用することができる。
- 訪問による生活訓練は、180日間ごとに50回か  
つ月14回を限度。



## 見直し後 （平成27年度～）

- 通所による自立訓練を利用していない利用者であっても、訪問による自立訓練を利用することができる。
- 訪問による生活訓練は、180日間ごとに50回を限度。